令和６年度（令和５年分）給与支払報告書の作成と提出に係る留意点について

書き方等、詳細については裏面をご確認ください。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人事業主の方については、提出の際に下記の書類で本人確認（身元確認、番号確認及び代理権確認）をさせていただく場合がございます。

なお、当市へ報告すべき従業員等がいない場合は、お手数ですが書類を破棄くださいますようお願いいたします。

支払者が個人番号を記載する個人事業主の場合の本人確認について

（１）支払者本人が給与支払報告書を提出する場合

本人の番号確認書類		本人の身元確認書類
【いずれか１点】 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号記載）の写し	＋	【いずれか１点】 ・運転免許証等の官公署等が発行した顔写真付の書類 ・個人番号カード ・税理士証票 【上記で確認が取れない場合はいずれか２点】 ・健康保険証　・年金手帳　・社員証等

（２）代理人(従業員、税理士等)が給与支払報告書を提出する場合

委任者（本人）の番号確認書類		代理人の身元確認書類		代理権確認書類
【いずれか１点】 ・個人番号カードの写し ・通知カードの写し ・住民票（個人番号記載）の写し	＋	【いずれか１点】 ・運転免許証等の官公署等が発行した顔写真付の書類 ・個人番号カード ・税理士証票 【いずれか２点】 ・健康保険証　・年金手帳　・社員証等	＋	【いずれか１点】 ・税務代理権限証書 ・委任状（別紙に様式を添付）

※eLTAX による提出の場合には、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の提出等は不要です。

※郵送で提出する場合には、番号確認書類および身元確認書類の写し（委任状は原本）を同封してください。

提出時の留意点について

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインでは、「容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる」と記載されています。本人が郵送したにもかかわらず、万が一市に届いていない場合等を防ぐため、手渡しまたは、本人が追跡調査可能な簡易書留等をご検討ください。

「給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の電子化について

伊予市では、次のとおり紙による通知書にかえて、電子署名を付与したデータを eLTAX で送付しています。

給与支払報告書を eLTAX により提出	特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の送付方法
受取方法「電子データ（正本）」で提出	電子署名付き電子データ(**紙による通知書は送付しません**)
受取方法「書面（正本）」で提出	紙による通知書（**電子データは送付しません**）

eLTAX 又は光ディスク等による給与支払報告書の提出義務化（令和３年１月１日以後から）

その年の前々年に提出した源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上の場合となります。

給与支払報告書（記入例）

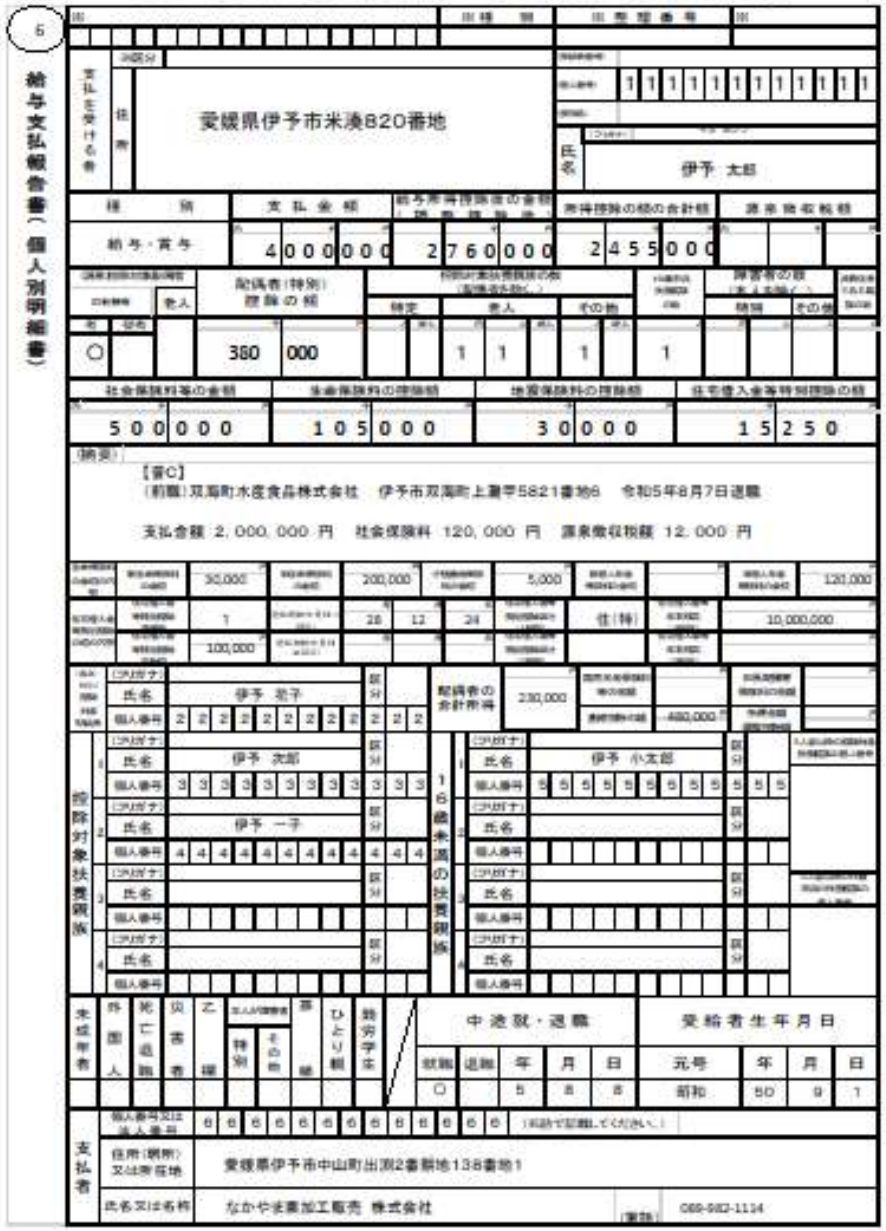

6

給与支払報告書（個人別明細書）

出	出種別	出型型番号	出

支払を受ける者	住所	愛媛県伊予市米湊820番地	氏名	伊予 太郎
			法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	4000000	2760000	2455000	

国外扶養親族の有無	老人	配偶者（特別）控除の額	特定	老人	その他	障害者の数（老人を除く）	特別	その他
○		380 000		1 1	1	1		

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
500000	105000	30000	15250

（摘要）

【普C】
（前職）双海町水産食品株式会社　伊予市双海町上灘甲5821番地6　令和5年8月7日退職

支払金額 2,000,000 円　社会保険料 120,000 円　源泉徴収税額 12,000 円

30,000	200,000	5,000		120,000					
1	28	12	24	住（特）	10,000,000				
100,000									

配偶者の合計所得	230,000				
		480,000			

控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
1	伊予 次郎	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1	伊予 小太郎	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
2	伊予 一子	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	2		
3			3		
4			4		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙種	特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日
										就職 ○ 退職 年 5 月 8 日	元号 前和 年 50 月 9 日 1

支払者	
個人番号又は法人番号	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 （右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地	愛媛県伊予市中山町出渕2番耕地138番地1
氏名又は名称	なかやま素加工販売 株式会社　（電話）089-982-1114

提出書類は、A5サイズでお願いします。

【特定欄】
19歳以上23歳未満の人数について記入してください。
(H13.1.2～H17.1.1)

【老人欄】
70歳以上(S29.1.1以前生まれ)の扶養親族について人数を記入してください。ただし、配偶者控除の欄については○を記入してください。

【その他欄】
16歳以上の扶養親族のうち、特定または老人扶養親族以外の扶養親族の人数を記入してください。
(H17.1.2～H20.1.1生まれ、又はS29.1.2～H13.1.1生まれ)

【16歳未満扶養親族の数欄】
H20.1.2以後に生まれている扶養親族数を記入してください。

【摘要欄】
普通徴収対象者はその理由、給与を合算している場合は合算元の情報を記入してください。

【扶養親族区分欄】
扶養親族が非居住者(海外在住者等)である場合については○を記入してください。

【住宅借入金特別控除の区分欄】
下記記入区分等を記入してください。

住・・・一般の住宅借入金等 特別控除の場合（増改築を含みます。）
認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「(特)」を、特別特定取得に該当する場合は「(特特)」を併記してください。

【給与支払者が法人でない場合について】
給与支払者が法人でない場合は、事業者代表者様の個人番号を右詰で記入してください。

※注意事項

給与支払報告書(個人別明細書)は1人につき1部作成し、同封の総括表、仕切紙と一緒に提出してください。(事業所独自の総括表を使用する場合も、同封の総括表を提出してください。)

また、記入漏れ（前職分等）がないよう確認のうえ、印字する場合は、枠からずれないように注意してください。記入漏れや印字のずれがある場合、所得や控除の金額が異なり、税額等に影響がある可能性があります。

平成２９年度（平成２８年分）の様式から従業員本人と扶養親族の個人番号及び事業所様法人番号・個人番号についての記載欄が設けられました。ご記入くださいますようお願い申し上げます。